君津市からのお知らせ

介護サービス利用の皆さまへのお願い

介護サービス従業者への「ハラスメント」が問題となっています

介護サービス事業所は、サービスを利用される方やそのご家族等と信頼関係を築きながら、利用者の皆さまが安心して生活が出来るよう日々支援を行っています。

一方で、近年、介護の現場では、一部の利用者やご家族等による**介護サービス従業者への身体的暴力や精神的暴力、セクシャルハラスメント**などの発生が問題となっています。

ハラスメント行為は介護サービス従業者の尊厳や心身を傷つけるだけでなく、利用者の皆さまご自身の継続的で円滑なサービス利用の支障にもなり得ます。

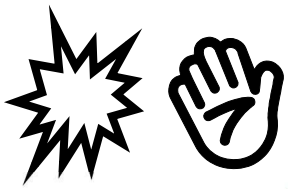
サービスを適正に利用いただき、介護サービス従業者が安心して働くことができるよう皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

次のような行為は、ハラスメントに該当し、サービスの提供に支障をきたす場合もあります。

身体的暴力

身体的な力を使って危害を及ぼす、またはその恐れのある行為

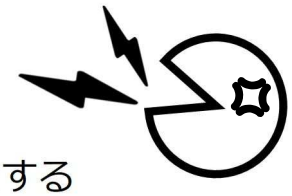
× たたく、ける、手をひっかく、つねる
× わざとぶつかる
× 物を投げつける、つばを吐く



精神的暴力

個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つける行為

× 大声を発する、怒鳴る、威圧的な態度で接する
× 長時間拘束する
× 理不尽な要求をする、特定の職員にいやがらせをする



セクシャルハラスメント

意に添わない性的誘い掛け・嫌がらせ行為、好意的態度の要求等

× 必要もなく身体をさわる、抱きしめる
× つきまとう
× いやらしい言動を繰り返す、わいせつな図画を見せる



令和８年９月　君津市福祉部介護保険課